

令和5年4月7日

令和5年度入学生保護者 様

京都府立北嵯峨高等学校

校長 池 辺 純 次

京都府立高等学校学習用端末購入支援制度補助金申請について（訂正）

令和5年4月6日（木）に水色封筒で配付をいたしました『京都府立高等学校学習用端末購入支援制度補助金申請書類』について、御案内冊子に一部誤りがありました。御迷惑をお掛けし、誠に申し訳ございません。

つきましては、下記のページについて差し替えの上、再度御確認をいただけますようよろしくお願いいたします。

なお、4月10日（月）に紙での差し替えを配付させていただきます。

記

1. 差し替え書類

『京都府立高等学校学習用端末購入支援制度補助金申請について（御案内）』

…ホチキス止め冊子の 1 ページから 4 ページ

京都府立高等学校学習用端末購入補助金のお知らせ

京都府立高等学校生徒の学習用端末購入にかかる保護者等負担を軽減するため、対象となる端末本体購入費の一部を補助します。

1 補助の対象

次の①～③を、全て満たす方

①生活保護法による生業扶助を受給されていない方。

②京都府立高等学校に入学する生徒が学校の授業等で活用する端末（学校が斡旋する指定の端末又は学校が認める仕様等の端末(※)）を購入した保護者等。

※学校が認める仕様等の端末とは、入学者選抜合格発表後、各学校が斡旋する指定の端末等に関する説明を実施する日以降に購入したものであって、各学校で定める端末の仕様を満たすもの。

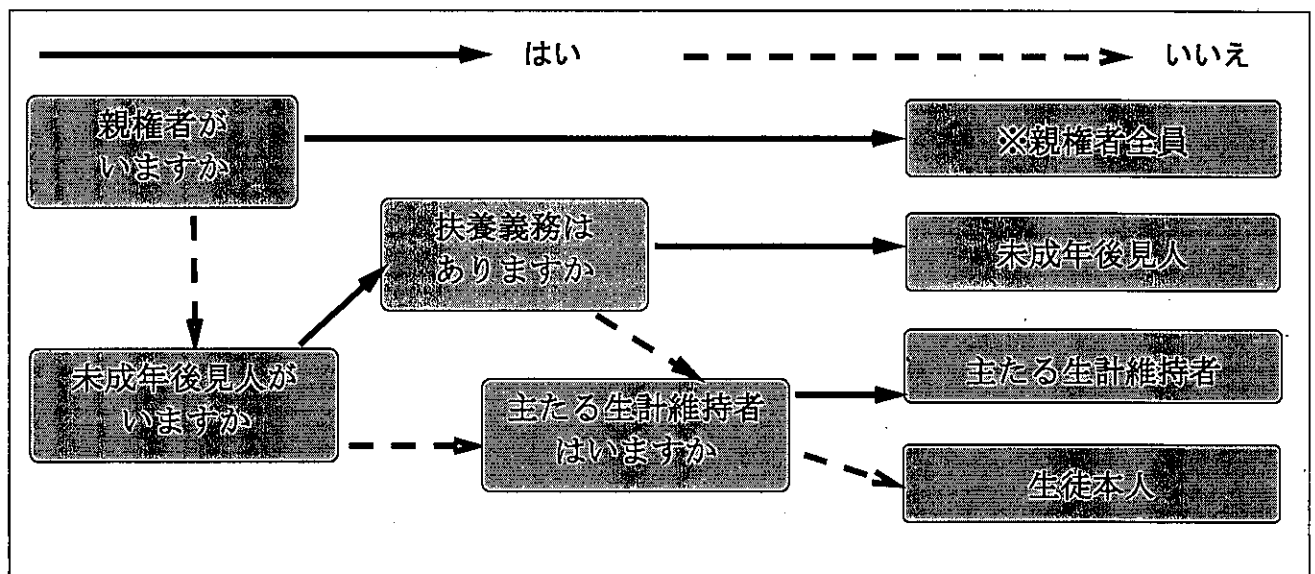
③生徒が本補助金の対象生徒として補助金が支給されたことがないこと。

（本補助金は、生徒1人につき、在学中1回のみ。）

2 保護者等

原則、親権者全員になります。

親権者がいない場合は、以下のフロー図にしたがって該当する方になります。



※ 親権者は実父母又は養父母です。父母が離婚された場合は、父又は母のいずれかの単独親権となります。（再婚されても養子縁組を行わない限り親権者になりません。ただし、実親と再婚した場合は除きます。）

3 提出期限及び提出先・問い合わせ先

令和 5 年 4 月 11 日（火） 在學校へ提出してください。

4 補助金額

区 分		補 助 金 額
A	保護者等（親権者全員）の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額が別表の基準額未満（年収目安：472万円未満）	端末本体費用の2/3を支援 （上限：20,000円） （1,000円未満切り捨て）
B	「区分A」及び「区分C」以外	端末本体費用の1/3を支援 （上限：10,000円） （1,000円未満切り捨て）
C	「区分A」以外であるが、家計の急激な変動により基準日の所得状況から推算した保護者等（親権者全員）の1年間の収入見込み額から算出した都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額との合計相当額が、別表の基準額未満に相当するものと認められる世帯（家計急変世帯）	端末本体費用の2/3を支援 （上限：20,000円） （1,000円未満切り捨て）

別表

	19歳未満の扶養親族の人数		基 準 額 都道府県民税所得割額・ 市町村民税所得割額の 合計額（保護者等合算）
	うち16歳未満	うち16歳以上 19歳未満	
1人	0	1	265,500円未満
	1	0	
2人	0	2	286,500円未満
	1	1	
	2	0	
3人	0	3	265,500円未満
	1	2	277,500円未満
	2	1	298,500円未満
	3	0	319,500円未満
4人	0	4	268,500円未満
	1	3	289,500円未満
	2	2	310,500円未満
	3	1	331,500円未満
	4	0	352,500円未満
5人	0	5	280,500円未満
	1	4	301,500円未満
	2	3	322,500円未満
	3	2	343,500円未満
	4	1	364,500円未満
	5	0	385,500円未満

※ 扶養親族とは、地方税法第23条第1項第9号及び第292条第1項第9号に規定する扶養親族をいう。

●19歳未満の扶養親族の人数について

例：基準日が令和5年4月1日の場合（令和4年度の都道府県民税所得割額・市町村民税所得割額）

16歳未満……………平成18年1月2日以降生まれ

16歳以上19歳未満…平成15年1月2日～平成18年1月1日生まれ

●基準額未満の確認について

例：保護者等2人（父・母）の場合

父の「都道府県民税所得割額」＋「市町村民税所得割額」……①

母の「都道府県民税所得割額」＋「市町村民税所得割額」……②

保護者等合算の額（①＋②）と上の別表の「19歳未満の扶養親族の人数」の該当の
ところの基準額未満と比較します。

5 申請に必要な書類

区分	必 要 な 書 類
A	申請書（別記第1号様式） 補助金の振込先口座の通帳コピー
B	（金融機関名、支店名、預金種別、口座番号、口座名義人（フリガナ）が記載されているページ）
C	申請書（第1号の2様式）ほか ※学校から追加で「申請書（第1号の2様式）」の用紙等を受け取り、家計急変用のお知らせにより必要な書類を提出してください。

+

区分	必 要 な 書 類
A	保護者等（親権者全員）の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合計額がわかる(1)から(4)のいずれかの書類等(※) (1) 就学支援金（学び直し支援金）の申請等で提出の課税証明書等のコピー、又は、 課税証明書等を京都府教育委員会（在学学校長）が活用することの承諾書 （申請書に署名・押印） (2) 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書（全てコピーしてください。） (3) 市町村民税・都道府県民税 納税通知書（全てのページをコピーしてください。）(注) (4) 市町村民税・道府県民税 課税証明書（コピー(原本)を提出してください。） （発行には手数料がかかります。） ※保護者のうち一方が控除対象配偶者（同一生計配偶者）であることが上記(1)～(4)の書類 等で確認できる場合は、控除対象配偶者（同一生計配偶者）の上記(1)～(4)の書類等の提出 (C) 等は不要です。

(注) 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書は、就学支援金には使用できません。

※ 保護者等（親権者全員）の都道府県民税所得割額と市町村民税所得割額のわかる書類等は、
基準日の属する年度のもの。ただし、基準日が4月又は5月であるときは、その前年度のもの。

・令和5年4月1日に入学（在学）の生徒の場合・・・令和4年度(令和3年分)の課税証明書等
その他の場合は学校に確認してください。

●基準日について

・令和5年4月1日に入学（在学）の生徒の場合・・・令和5年4月1日
その他の場合は学校に確認してください。

+

区分	必要に応じて 必要となる書類	
A	学校が斡旋する指定の端末以外で学校が認める仕様等の端末を購入した場合※学校が指定の端末等に関する説明した入学予定者説明会などの実施日以降に購入したものに限る。	購入総額、端末本体の購入金額、販売事業者名及び購入日が確認できる領収書等（レシート可）
B	振込先口座を申請者以外の者が開設する口座を振込先とする場合	委任状 ※学校から追加で「委任状」の用紙を受け取り提出してください。
(C)	19 歳未満の扶養親族がいる場合 ※ただし、別表の最も少ない金額「265,500 円未満」の場合は提出不要です。	19 歳未満の扶養親族の方の健康保険証（記号、番号は黒塗りしたもの）のコピー ※学校から追加で「健康保険証コピー貼付台紙」の用紙を受け取り保険証を貼り付け提出してください。 (国民健康保険加入者は扶養申立書(台紙裏面)も必要)

上記のA～Cの区分は、「4 補助金額」の区分です。

＜申請書記入上の注意事項・・・消せるボールペン、修正ペン、修正テープは使用しないでください。＞

所得（住民税所得割額）の確認

(1) 就学支援金（学び直し支援金）の申請等で提出の課税証明書等のコピー（又は、課税証明書等を京都府教育委員会（在学学校長）が活用することの承諾書（申請書に署名・押印）

(2) 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書（全てコピーしてください。）

課税年度：令和5年4月1日に入学（在学）の生徒（基準日が令和5年4月）の場合 → 令和4年度

市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書

課税年度：
基準日が令和5年4月又は5月の場合 → 令和4年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

この欄に「*」や「○」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

注 市町村民税・都道府県民税 特別徴収税額通知書は、就学支援金には使用できません。

(3) 市町村民税・都道府県民税 納税通知書（全てのページをコピーしてください。）

課税年度：令和5年4月1日に入学（在学）の生徒（基準日が令和5年4月）の場合 → 令和4年度

市町村民税・都道府県民税 納税通知書

課税年度：
基準日が令和5年4月又は5月の場合 → 令和4年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

この欄に「*」や「○」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。

(4) 市町村民税・道府県民税 課税証明書（コピー（原本）を提出してください。）（手数料がかかります。）

課税年度：令和5年4月1日に入学（在学）の生徒（基準日が令和5年4月）の場合 → 令和4年度

市町村民税・都道府県民税 課税証明書

課税年度：
基準日が令和5年4月又は5月の場合 → 令和4年度

市町村民税所得割額

都道府県民税所得割額

この欄に「*」や「○」が記載されているとき、配偶者控除の対象者となります。